

# 埼玉県議会議員一般選挙

告示日 3月30日(金)

投票日 4月8日(日)

任期満了に伴う埼玉県議会議員一般選挙が行われます。選挙が明るく正しく行われるよう、有権者の皆さんのご協力をお願いします。

## 投票できるかた

日本国民で昭和62年4月9日以前に生まれ、平成18年12月29日までに住民基本台帳に登録され、引き続き皆野町に住所を有し、選挙人名簿に登録され、失権などによる欠格事項に該当していないかたです。

ただし、埼玉県内に転出(1回に限る)された場合でも、皆野町の選挙人名簿に登録されているかたは、現住所地の市町村長の証明書または住民票の写しを持参すれば皆野町で投票できます。なお、平成18年12月30日以降に県内他市町村から皆野町に転入されたかたは、皆野町の選挙人名簿に登録されませんので、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、その市町村で投票できます。この場合、皆野町長

の発行する証明書、または住民票の写しが必要です。

## 投票所入場券

告示日の3月30日(金)に投票所入場券を発送しました。 ※無投票の場合は、配布しません。

## 投票の方法

投票所入場券を指定された投票所へ持参してください。受付名簿対照を経て投票用紙が交付されます。投票用紙に候補者氏名を1人だけ記入し投票します。投票所及び投票時間は「別表1」のとおりです。

## 期日前投票

投票の当日、冠婚葬祭などの予定のあるかた、仕事・旅行などで、投票日に不在となるかたは、事前に役場総務課内「選挙



管理委員会」へ申し出て投票することが出来ます。投票所入場券をお持ちください。

期日前投票のできる期間は、3月31日(土)から4月7日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。

ただし、投票する日に20歳に達していない有権者のかたは、不在者投票となります。

## 入院中の不在者投票

不在者投票のできる指定施設に入院中のかたは、病院長および施設長に投票用紙を請求すれば、病院長などの管理のもとに不在者投票をすることが出来ます。

町内の不在者投票指定施設は、「別表2」のとおりです。

## 郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるかた

## 福祉

### 『遺児手当』の給付内容が 変わりました

平成19年4月から遺児手当の給付内容が変わりました。主な変更点は、次のとおりです。

#### ●受給資格を得るための居住要件の緩和

これまで 町内に住所があり、1年以上引き続き居住する保護者  
↓

4月から 町内に住所がある保護者

#### ●課税状況などによる支給停止要件の追加

- ①町民税所得割が課されている保護者
- ②他の者の扶養親族となっている保護者

問合せ 住民福祉課福祉係 ☎62-1230 内線113

遺児手当 ひとり親家庭で18歳未満の子どもを養育しているかたを対象に支給。子ども1人につき月額2,000円。

## 国保

### 70歳未満の『高額療養費』の 手続きが変わりました

平成19年4月から、国保に加入している70歳未満のかたが入院する場合、医療機関に「限度額適用認定証」を提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなりました。

#### ●留意点

- ・限度額適用認定証の交付には申請が必要です。
- ・外来や複数の医療機関への支払いで限度額を超える場合は、これまでどおり後から払い戻されます。(支給申請が必要です)
- ・自己負担限度額は、所得の状況により世帯ごとに異なります。

#### ●限度額適用認定証の申請

持参品 国民健康保険証、印鑑  
申請窓口 住民福祉課国保年金係  
☎62-1230 内線102